

# 大阪労働局無災害記録証授与内規にかかる記録の樹立申請について

大阪労働局では、一定期間無事故・無災害を継続された事業場に対し、次のとおり無災害記録証を授与する内規があります。（昭和63年8月1日改正）

## 大阪労働局 無災害記録証授与内規

第1条 事業場において第3条に定める無災害記録を樹立したときは、この内規により無災害記録証を授与する。

第2条 この内規は、労働安全衛生法施行令第2条第1号（林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業）若しくは第2号に掲げる業種（通信業を除く）（製造業、電気業、ガス業、水道業、熱供給業、自動車整備業、機械修理業、ゴルフ場業・旅館業）及び卸・小売業、飲食店で常時10人以上の労働者を使用する事業場に適用する。

第3条 無災害記録は、署無災害記録及び、局無災害記録の第1類から第5類までの6段階とする。  
 2 署無災害記録の日数は別表第1のとおりとする。ただし、港湾荷役業については、別表第2（略）の時間数とする。  
 3 第1類無災害記録は署無災害記録の3倍とし、第2類無災害記録は第1類無災害記録の5割増、第3類無災害記録は第2類無災害記録の5割増、第4類無災害記録は第3類無災害記録の5割増、第5類無災害記録は第4類無災害記録の5割増とするものとし、これにより計算した無災害記録日数が、1000日未満のものについては端数を50日単位に、また、1000日を超えるものについては端数を100日単位にそれぞれ切り上げるものとする。  
 なお、第2類無災害記録から第5類無災害記録までの無災害記録日数を計算する場合の基礎となる1段階下の無災害記録日数は、切り上げの端数処理を行う前の日数とする。

第4条 一の事業場で二以上の労災保険率の適用がある場合は、それぞれの労災保険率をもって単位事業場とみなす。

第5条 無災害記録の日数は暦日数とし、時間数は延労働時間とする。

第6条 無災害記録は、業務上の災害が発生した日の翌日から、次に業務上の災害が発生した日の前日までの期間における暦日数あるいは延労働時間数で表すものとする。  
 2 前項の災害は、死亡災害、休業災害又はこれらの災害以外の災害であって、労働基準法施行規則別表第2 身体障害等級表に掲げる身体障害を伴うものとする。

第7条 局無災害記録証の授与は、所轄署長の推薦により局長が行い、署無災害記録証については所轄署長が行うものとする。

### 別表第1

起算年月	労災保険率 (x 1/1000) 日数	記録日数	起算年月	労災保険率 (x 1/1000) 日数	記録日数	起算年月	労災保険率 (x 1/1000) 日数	記録日数
57年12月以前	6未満	200	58年1月～63年7月	10未満	300	63年8月以降	6未満	400
	6以上 10未満	150		10以上 20未満	250		6以上 10未満	300
	10以上 18未満	100		20以上 30未満	210		10以上 20未満	250
	18以上 37未満	90		30以上 50未満	170		20以上 30未満	210
	37以上	80		50以上	130		30以上 50未満	170
						50以上	130	

(注) メリット制適用事業場は、元の労災保険率とする。

### 別表第1

### 無災害記録日数早見表

無災害起算日	労災保険率	署無災害日数	大阪労働局無災害記録日数				
			第1類	第2類	第3類	第4類	第5類
57年12月以前	6/1000未満	200日	600日	900日	1400日 (1350日)	2100日 (2025日)	3100日 (3038日)
	6/1000以上 10/1000未満	150日	450日	700日 (675日)	1100日 (1013日)	1600日 (1520日)	2300日 (2280日)
	10/1000以上 18/1000未満	100日	300日	450日	700日 (675日)	1100日 (1013日)	1600日 (1520日)
	18/1000以上 37/1000未満	90日	300日 (270日)	450日 (405日)	650日 (608日)	950日 (912日)	1400日 (1368日)
58年1月・63年7月	37/1000以上	80日	250日 (240日)	400日 (360日)	550日 (540日)	850日 (810日)	1300日 (1215日)
	10/1000未満	300日	900日	1400日 (1350日)	2100日 (2025日)	3100日 (3038日)	4600日 (4557日)
	10/1000以上 20/1000未満	250日	750日	1200日 (1125日)	1700日 (1688日)	2600日 (2532日)	3800日 (3798日)
	20/1000以上 30/1000未満	210日	650日 (630日)	950日 (945日)	1500日 (1418日)	2200日 (2127日)	3200日 (3191日)
63年8月以降	30/1000以上 50/1000未満	170日	550日 (510日)	800日 (765日)	1200日 (1148日)	1800日 (1722日)	2600日 (2583日)
	50/1000以上	130日	400日 (390日)	600日 (585日)	900日 (878日)	1400日 (1317日)	2000日 (1976日)
	6/1000未満	400日	1200日	1800日	2700日	4100日 (4050日)	6100日 (6075日)
63年8月以降	6/1000以上 10/1000未満	300日	900日	1400日 (1350日)	2100日 (2025日)	3100日 (3038日)	4600日 (4557日)
	10/1000以上 20/1000未満	250日	750日	1200日 (1125日)	1700日 (1688日)	2600日 (2532日)	3800日 (3798日)
	20/1000以上 30/1000未満	210日	650日 (630日)	950日 (945日)	1500日 (1418日)	2200日 (2127日)	3200日 (3191日)
	30/1000以上 50/1000未満	170日	550日 (510日)	800日 (765日)	1200日 (1148日)	1800日 (1722日)	2600日 (2583日)
	50/1000以上	130日	400日 (390日)	600日 (585日)	900日 (878日)	1400日 (1317日)	2000日 (1976日)

※ ( ) 内の日数は端数処理をする前の日数

※メリット制適用事業は、元の労災保険率とする。